



中津市監査委員告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年11月22日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：税務課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>① 4/1・5/9・6/11付で調定決議伝票を起票すべき特別徴収年金分等の市民税において、6月分の異動分と合算し、6月末付で調定変更伝票として処理していたものが見受けられた。 市民税係・収納課・庶務係の調定決議伝票の連携処理体制の見直しを早急に行い、地方自治法等に基づいた適正な収入事務を行われたい。</p> <p>② 市民税・軽自動車税において、納税通知書送付の決裁はあるが、調定額の決定の決裁を行っていなかった。 地方自治法施行令第154条第1項に基づく調査が終了後、額の決定の決裁を行い、決裁日をもって決定日とし、調定決議伝票を起票し納税通知書を送付する等、適正な収入事務を行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受けて、「額の確定」から「伝票起票」までに関して、市民税係・収納課・庶務係との連携見直しを行い、適正な調定日・調定区分・件名による事務処理体制の確立のため、チェックシートを含めたマニュアルを作成しました。 具体的な処理手順につきましては、市民税係（調定額・納税義務者数等の決定）、収納課（集計表の作成）、庶務係（調定伝票の起票）までを市民税係において、チェックシートを基に詳細な履行確認を行います。 さらに、今後は、担当・副担当・主幹（総括）で複層的なチェックを徹底し、地方自治法に基づいた適正な事務処理を行います。</p> <p>今後は、地方自治法施行令第154条第1項に基づく調査が終了後、通知書発送の際に「額を決定し、通知してよいか伺います」の決裁伺を行い、その決裁日をもって調定日とするよう、職員へ周知徹底を行い、適正な事務処理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：情報推進課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 契約事務について</p> <p>① ネットワーク設定変更委託業務において契約の類型を検討すべきものがあった。 契約を準委任契約として締結しているが、準委任契約では契約の目的物が、その種類・品質・数量に関して、契約の内容に適合しない場合に相手方に対し契約不適合責任を問うことができないため、責任を問うことができる請負契約として契約を締結するよう検討を求める。</p> <p>② 情報システム関連の契約において契約金額の適正性を検討すべきものがあった。 情報システムの運用・保守等においては多くは特命随意契約（1者随契）であり、競争入札のような価格の競争性が働かないため落札率が高止まりしている。契約積算の妥当性を十分に検討し契約金額の適正性の確保を図るとともに、国の進めるシステム標準化への対応による情報システム関連経費節減の検討を求める。</p>	<p>令和3年4月1日及び令和3年6月30日に契約したネットワーク設定変更委託につきましては、委託業者社内規定上、ご指摘のとおり準委任契約として契約を締結しておりました。 その後、令和4年1月13日、令和4年8月30日及び令和4年9月21日でのネットワーク設定変更委託につきましては、協議のうえ請負契約を締結しております。 今後も引き続き請負契約として契約締結を行ってまいります。</p> <p>情報システムの構築や保守業務につきましては、既設設備の有効利用や機器数量、運用工数の妥当性などを精査したうえで、より低コストとなるよう設計を行ってまいります。 専門性の高さから業者任せにならないよう、他市町村との情報共有をしっかりと行い、システム標準化による開発コストや運用コストの削減、ベンダーロックインの解消につなげていきたいと思っております。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：保険年金課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>① 報酬の支払いを現金払いで行っている。 公金の取扱い等にかかる指針では「職員が可能な限り現金等に直接触れない仕組みを構築する」と示されている。口座払いへの移行を求める。</p> <p>② 請求書の原本が無いものが見受けられた。 これは文書の保存、管理事務に重大な過失があるものと推測されるため、今後は厳正な文書管理に努められたい。</p> <p>(2) その他</p> <p>① 「はり、きゅう、あん摩マッサージ施術料助成金支給兼口座登録申請書」の中津市審査欄内の審査結果が未記入の申請書が見受けられた。審査結果まで確実に記入するよう求める。</p> <p>② 「はり、きゅう、あん摩マッサージ施術利用明細書兼助成金振込決定通知書」の通知日に誤りがあった。 文書起案日を通知日としている。今後は意思決定の決裁終了後となる決裁日以降を通知日とすることを求める。</p>	<p>今回のご指摘を受けて、今後の報酬の支払いは「公金の取扱い等にかかる指針」に基づき、個人口座への振込みとするよう事務改善を行います。</p> <p>ご指摘頂きました2件の還付金につきましては、請求書原本を紛失していたため、文書取扱課長(総務課長)へ報告を致しました。 また、本事案を課員全員で共有するとともに、文書管理の不備や文書紛失は事務処理上、重大な過失であることを周知徹底し、今後は厳正な文書管理に努めます。</p> <p>ご指摘の点につきましては、確認が不足していました。 今後は審査結果の記入漏れ等が無いよう注意を払い、適正な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘の点につきましては、いずれも確認が不足していました。 今後は起案日・決裁日・処理日・通知日等の時系列の確認を怠らず、また、記入漏れ等が無いよう注意を払い適正な事務処理に努めます。</p>	